

令和5年第1回定例会会議録

令和5年2月8日

柏羽藤環境事業組合

令和5年柏羽藤環境事業組合議会

第1回定例会議事日程

令和5年2月8日
午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 柏羽藤環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 柏羽藤環境事業組合行政不服審査法施行条例の制定について

日程第5 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第4号 令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第5号 令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算

日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9 議員提出議案第1号 柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第10 請願第1号 「クリーンピア21」廃止についての説明会を求める請願書について

日程第11 一般質問について

13時30分～15時51分

出席議員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 國下 尊央 君 | 2番 河井 計実 君 | 3番 大坪 正尚 君 |
| 4番 百谷 孝浩 君 | 5番 柳田 和之 君 | 6番 江村 淳 君 |
| 7番 瀬川 覚 君 | 8番 片山 敬子 君 | 9番 通堂 義弘 君 |
| 10番 田仲 基一 君 | 11番 大木 留美 君 | 12番 乾 一 君 |
| 13番 岡本 光 君 | 14番 花川 雅昭 君 | 15番 鶴田 将良 君 |

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 山入端 創 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 田中 安紀 事務局長 八幡 公一郎 事務局次長 門谷 陽介
総務課長 岸 靖久 クリーンセンター所長 吉川 博
芝山衛生センター所長 石井 基悦

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

6番 江村 淳 君 7番 瀬川 覚 君

議長（岡本光君）

ただ今から令和5年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。本日、議会終了後に有功者表彰をとり行いますので、よろしくお願ひいたします。

定例会の開会にあたり管理者よりご挨拶をお受けすることにいたします。
山入端管理者。

管理者（山入端創君）

はい、皆さんこんにちは。本日は令和5年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を開催いただき誠にありがとうございます。

岡本議長をはじめ組合議員各位並びに理事者各位には公私何かとお忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。冒頭にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

未だ収束しないコロナ禍の状況に加え、現在はインフルエンザも同時流行している状況でございます。当組合の事業である、ごみ処理事業及び屎処理事業は、市民生活に密接した事業であるため、これらを停滞させることがないよう日夜奮闘しておりますが、引き続き職員一丸となって、これまで以上に感染症対策には気を配りながら取り組んで参りますので、今後とも議員各位のご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

さて、本定例会に提出されております案件は、条例の制定、令和4年度一般会計補正予算及び令和5年度一般会計予算の案件、公平委員会委員の選任同意、そして一般質問となっております。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（岡本光君）

それでは日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において6番、江村淳議員及び7番、瀬川覚議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。これにご異議ござ

ざいませんか。

(異議なしの声)

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日一日間と決定いたしました。

これより、議案の審議に入るわけであります、その前にお願いと確認をさせていただきます。議案にかかる質疑の回数は、会議規則第53条の規定により2回となっておりますので、質問、再質問、以降は意見要望としていただき発言は3回までで終えられるよう、よろしくお願ひいたします。

日程第3、議案第1号、柏羽藤環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第1号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い申し上げます。

議案第1号、柏羽藤環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。柏羽藤環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

今回の提案理由は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体における個人情報の取扱いに関する規律が同法に規定されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

はじめに、条例制定の背景について、ご説明申し上げます。これまで個人情報の取扱いルールにつきましては、国と地方公共団体でそれぞれ異なっております。

ましたところ、これが地方公共団体の保有するデータ活用の障壁となっていると指摘されておりました。そこで、国と地方公共団体の共通のルールを定めるため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

以下の説明において、改正後の個人情報の保護に関する法律を改正法と申し上げますので、よろしくお願ひいたします。2ページをお願ひいたします。

制定内容について、ご説明申し上げます。はじめに、第1条では、この条例の趣旨が改正法の施行に必要な事項を定めるものであると規定し、第2条では、定義を定めております。改正法は、議会には適用されませんので、第2項では、実施機関の定義から議会を除いております。

続いて、地方公共団体は原則として、改正法の規律どおり個人情報保護制度を運用することになりますが、同法の許容する範囲内で、必要な措置を講じて参ります。

措置内容は、3点でございます。まず、1点目は、第3条に規定しております。改正法では、開示請求に係る手数料を条例で定めると規定しておりますが、本組合では開示請求に係る手数料は無料とし、開示する文書の写しの作成費用と郵送料のみ、ご負担いただこうとするものです。

2点目は、第4条及び第5条に規定しております。改正法では、個人情報の開示又は不開示の決定は、開示請求があった日から30日以内にしなければなりませんが、本組合では開示請求があった日から15日以内にその決定をすることとしておりましたので、引き続き、15日以内にその決定をすることいたします。ただし、改正法の規律により、その期間については、開示請求があった日の翌日から起算いたします。尚、期間を延長する場合の限度の日数は、30日といたします。開示請求に係る情報が大量であるため、延長後の期間内に開示できない場合の開示手続きについては、改正法の規律どおりに規定しております。

3ページをお願ひいたします。3点目は、第6条及び第7条に規定しております。個人情報の不開示の決定等に対する不服申立てを審理するための専門家で構成する個人情報保護審査会は、引き続き設置し、議会を含む組合の機関の諮問に応じることとし、施行状況の公表についても、引き続き実施することいたします。

4ページをお願ひいたします。附則についてご説明申し上げます。附則第1項におきましては、施行期日を令和5年4月1日からとしております。附則第2項におきましては、既存の個人情報保護条例は、大部分が改正法に抵触することとなりますので、同条例を廃止しております。附則第3項は、施行期日前に行われた開示請求等に係る経過措置を定めております。附則第4項及び第5項は、引き続き設置される個人情報保護審査会に関する経過措置を定めており

ます。

5ページをお願いいたします。附則第6項及び第7項は、職員等が引き続き守秘義務等を負う旨の経過措置を定め、附則第8項から第11項は、罰則に関する経過措置を定めております。附則第12項では、本条例の規定と情報公開制度との整合性を図るため、柏羽藤環境事業組合情報公開条例の一部改正について定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

お尋ねいたします。本条例によって対象とされる個人情報は具体的に言うとどのようなものになりますか。私共日本共産党の会派では各市、基礎自治体などで新たに廃止、制定される個人情報保護条例には基本的には反対の立場をとっています。

それは基本的人権を課題としての個人情報の保護よりも、企業活用に資するためのビッグデータの利活用のルール作りといった意味合いが押し出されており、本来各自治体で独自に市民の権利を守るために制定していた、個人情報保護条例の性格を改変するものだと言わなければならない内容であるからです。

まあ国の方針の下、統一的に行われていることではありますが、こうしたこと自体、地方自治の観点からも後退しており看過出来ないものであるからです。

しかしながら、各自治体の議会で新たに制定される場合、その保護すべき個人情報が限られており、ビッグデータとして利活用されるようなものでもなく、実質的な運用については従前と変わらないことから、議会で提案されるものについては共に提案者に名を連ねるなど、賛成してきている次第です。

まあ本条例は、三市を構成市とする一部事務組合における個人情報保護条例となる訳ですが、本条例におきましても対象となる個人情報を確認し、実質的

に従前と扱いが変わらないことを確認したいと思い質問させていただきます。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。あの現在当組合で、どのような個人情報を保有して取り扱っているかというご質問かと思います。それで、当然ながら職員の住所、氏名、電話番号など個人情報にあたるものは、当組合でも取り扱いをしております。

またごみを直接こちらで処分ということで、お持ち込みいただきます市民の方には、一般廃棄物処分申請書というのをご記入いただきますので、当然そこにはご来場いただいた方のご住所、お名前、連絡先などご記入いただくことになりますので、そういうものはもう個人情報ということになろうかと思います。

ただそういうものをまあデータ化して、系統化して外部に出すといったことは一切ございませんので、まあ個人情報ファイル簿というものに該当するようなデータの取り扱いは、現時点ではございません。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい、結構です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

私の方からも個人情報保護条例の制定について質疑をいたします。私は12月の柏原の市議会でも、この個人情報保護の条例について質問を行いましたが、日本共産党といたしましては反対をいたしました。

その理由は国の個人情報保護法を改正する趣旨の中から基本的人権の尊重が欠落していることと、国の主導の下で地方自治体が持つ個人情報を利活用すると、個人を特定出来ないように加工するなど民間業者に情報を提供すると、出来るようにするということで、反対をいたしました。

まあ今回の柏羽藤環境事業組合での、この条例制定については若干違うような印象を受けております。そこで2点伺います。

1点目は確認になるかも分かりませんが、条例の制定理由についてです。国の個人情報保護法の改正に伴う施行条例の制定であるとの理解で間違いないのでしょうか。これが1点目です。

2点目は議案書の2ページや5ページのところで、情報公開条例の一部改正についても触れられています。条文の記述を改めたり、情報公開の回答する期日が延長になったりしています。第11条第1項では公開請求があった日から、日数を15日から30日に延長する。同様に第12条では受理した日から起算して日数を30日から45日に延長すると、まあこういう理解で間違いないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

若干先程の事務局次長の説明と重なる部分があるかも分かりませんが、ご容赦いただきたいと思います。まず条例の制定理由でございますが、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律、これによりまして、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、令和5年4月1日から地

方公共団体における個人情報の取り扱いが、同法のルールによることとなるため、その施行について必要な事項を制定しようとするものであります。制定理由としてはそうでございます。

また構成三市も同様に現行の個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護に関する法律施行条例を新規に制定されたと承知しております。それとあと附則において日数のところもご質問にあったかと思いますが、個人条例保護条例と情報公開条例、この2つの条例は密接に関連しておりますので、双方の整合を図るため本条例内で日数の調整というか、整合を行うものであります。尚、管理市も同様の措置であり、それに倣った日数とさせていただいております。以上でございます。

議長（岡本光君）
江村議員。

江村淳君

1点目についても、やはりまあ国主導の条例制定には違いないということでしたが、規定されている内容などを見ますと、データ利活用ですとかそういうことにはまあ触れていないように思いますので、やはりあの中には地方自治体で決められている条例とは違うという風に感じました。制定される条例の分量ですか内容を見ましても、やはり地方自治体の個人情報保護の条例とは違うという風に、まあかなり限定されているのではないかという風に受け止めました。2点目については、まあ理解した通りだったかなという風に受け止めた。

そこで再質問をいたします。1点目について環境事業組合で扱う個人情報については、まあどのようなものがあるのか、これは先程もありましたが、またどういう、どの位扱っておられるのか、まあ実績と言いますか過去の経験ですかありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2つ目の点については、環境事業組合で情報公開の請求を受けるということが、まあどれ位あるのか伺います。お願いいいたします。

議長（岡本光君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

再質問の1点目につきましては、どのような情報を今取り扱っているのか、数量的なものはというようなご質問でよろしいでしょうか。

江村淳君
はい。

事務局長（八幡公一郎君）

まあ個人情報といたしましては、先程にも申し上げましたように氏名、住所、電話番号そういうのがあれば個人情報ということになりますので、職員数分、それと先程も申し上げましたが、ごみの搬入に来られる方、これはもう用紙に、やっぱり本人確認及び市内にご在住の方ということで、確認させていただく必要がありますので、当然ながらご記入いただきます。また何かあった時に連絡を取らせていただくことが容易になるように、連絡先も書いていただくことがありますので、そういう意味ではこちらに搬入される方の個人データはお預かりすると、ご記入いただくことになります。

ただそれを紙面で綴っていく分にはデータ化して系統化してということではございませんので、また先程の繰り返しになりますけれども、データ化して外部に出すということではございませんので、まあそういう意味ではおっしゃっているようなものに該当するというものではないのではないかという風には思います。

それと情報公開について、過去にあったか若しくはどれ位の頻度であったかということですけれども、実は平成26年に住民監査請求がありまして、それに関連して開示請求がございました。以降はございません。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

はい。最後に要望をさせていただきます。今の局長の話では、かなりあの扱うデータですとか、量ですとか限られているという風に思います。

情報公開についても、まあ過去に随分前に1件あっただけだということでしたので、本当に扱うデータ個人情報ですとか、データは限られているなという風に受け止めました。柏羽藤環境事業組合に於かれまして扱う個人データ、情報などですね、それが適正に扱われ保護されるようにですね、要望して質問を終わります。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号、柏羽藤環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第2号、柏羽藤環境事業組合行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第2号についてご説明申し上げます。議案書の6ページをお願い申し上げます。議案第2号、柏羽藤環境事業組合行政不服審査法施行条例の制定についてでございます。柏羽藤環境事業組合行政不服審査法施行条例を次のように制定する。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

提案理由でございます。この条例は、行政不服審査法の施行に関し、必要な事項を定めるため、制定しようとするものでございます。

それでは、制定内容について、ご説明申し上げます。7ページをお願い申し上げます。はじめに、第1条では、この条例の趣旨が行政不服審査法の施行に必要な事項を定めるものであると規定しております。続いて、第2条から第4条では、行政不服審査法に規定する提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額及び減免等について規定しております。

次に、第5条から第12条までは、行政不服審査法に規定する機関として設置する柏羽藤環境事業組合行政不服審査会の組織及び運営等について規定しております。

9ページをお願いいたします。附則について、ご説明申し上げます。附則第1項におきましては、施行期日を令和5年4月1日からしております。附則第2項は、会議の招集に係る特例について定めております。附則第3項は、本条例制定に伴う関係条例の一部改正について定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

当環境事業組合で行政不服審査に関する条例を制定するとなつておりますが、制定する理由や提案した理由についてお聞きいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。行政不服審査の制度につきましては、平成26年に法改正されまして28年4月から現行のものが運用されているところでございますが、当組合に於きましては、これまで施行条例が制定されておりませんでしたけれども、一部事務組合であり事務内容が限定されているということから、不服申し立ての事例が今までございませんでした。

ただ今後不服申し立てがあった場合、速やかに対応するようにしなければなりませんので、主として手数料及び審査会について規定しようとするものでございます。その1点ですね、以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

条例改正に伴って、今回不服審査法の改正に伴ってですねされたということでした。当組合に於いてはですね、過去にはそういう事例は無かったということにも触れられました。

まあ今後についても、あまりこう行政不服審査ということが無いのかなという風に感じました。条例制定もまあ構成市に合わせてということなので、羽曳野市さんに合わせられたのかなという風には確認をしました。この確認をいたしましたので、この議案に対する私の質疑は以上です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号、柏羽藤環境事業組合行政不服審査法施行条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました議案第3号についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお願い申し上げます。議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

制定理由といたしまして、令和4年人事院勧告により、国家公務員の給与等を定めた一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案が国会で可決、成立したことを踏まえ、情勢適用の原則に則り、国に準じた改正を行うものでご

ざいます。

尚、会計年度任用職員の給料表については、常勤職員の等級を基準として定めておりますことから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の給料表の改正を行うものでございます。また、この条例は令和5年4月1日から施行するものといたしております。尚、16ページ、17ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第4号、令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

岸総務課長。

総務課長（岸靖久君）

はい。それでは、ただいま上程いただきました議案第4号についてご説明申し上げます。補正予算書の3ページをお願い申し上げます。

令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ860万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,822万4千円とするものでございます。第2条では、継続費の補正、第3条では、地方債の補正を定めてございます。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは、令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。補正内容につきましては4ページ、5ページに第1表歳入歳出予算補正に記載しております。おそれいります6ページ、7ページをお願い申し上げます。

第2表、継続費の補正でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は、金属選別装置更新工事で継続費の総額から1,215万円を減額し、2億5,080万円とさせていただいております。それに伴いまして年割額につきましても表記載のとおり減額させていただいております。

続きまして、第3表、地方債の補正でございます。これは、事業費の確定により、金属選別装置更新工事事業、外3件の起債につきまして、限度額を表記載のとおりそれぞれ減額させていただいております。おそれいります12ページ、13ページをお願い申し上げます。

歳入の補正でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、補正額といたしまして、1億3,099万6千円を減額させていただいております。尚、関係3市の内訳につきましては、説明欄に記載させていただいております。款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ焼却手数料、補正額といたしまして2,000万円を増額させていただいております。節1ごみ焼却手数料として同額を追加させていただいております。これは、本組合と南河内環境事業組合との間において、一般廃棄物の処理に関しまして、相互利用協力によって、廃棄物処理行政の円滑化及び効率化を図る目的に毎年協定書を締結しております。協定書に基づき南河内環境事業組合から可燃ごみの支援協力の依頼がございましたことから、ごみ焼却手数料として2,000万円を増額させていただいております。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額といたしまして1億758万9千円を増額させていただいております。これは、令和3年度からの繰越金でございます。款7組合債、項1組合債、目1清掃債、補正額といたしまして520万円を減額させていただいております。これは先程、第3表、地方債のところで申し上げました、節2金属選別装置更新工事事業で360万円、節3建築照明変圧器更新工事事業で40万円、節4

乗用エレベータ更新工事事業で70万円、節5フェニックス整備事業債で50万円をそれぞれ減額させていただいております。これは、各工事の事業費確定に伴い、組合債も減額しているものでございます。続きまして、16ページ、17ページをお願い申し上げます。

歳出の補正でございます。後程、科目ごとにして参りますが、先に人件費全体について、ご説明させていただきます。今回の補正予算のうち、人件費全体といたしまして1,357万1千円の減額となっております。内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定、勤勉手当の年間支給割合の引き上げ、10月に新規職員4名を採用いただいた増額分と、職員1名、再任用短時間勤務職員1名、会計年度任用職員1名が一身上の都合により退職されたことと、期末手当の年間支給割合の引き下げによる減額分の差引きにより減額するものでございます。尚、個々の入件費の内訳であります報酬、給料、職員手当等、共済費につきましては、金額のみの読み上げとさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は566万5千円の減額でございます。節2給料で258万7千円、節3職員手当等で235万6千円、節4共済費で89万7千円、それぞれ更正させていただいております。節12委託料で17万5千円を増額させていただいております。内訳といたしましては、定期健康診断業務委託料外7件の契約の差額で43万円を更正、地方単独事業の決算額に関する調査について、次年度から決算統計と統合するためのシステム改修が必要なために、財務会計システム改修業務委託料で60万5千円を追加による差引でございます。

目2余熱利用施設運営管理費、補正額は265万8千円を減額させていただいております。節12委託料で同額を更正させていただいております。これは、清掃業務及び警備業務委託料の契約の差額でございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費で補正額は1,161万8千円の増額でございます。節1報酬で196万5千円を更正、節2給料で451万7千円、節3職員手当等で253万2千円、節4共済費で108万円をそれぞれ追加させていただいております。節8旅費で7万円を減額させていただいております。これは、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節10需用費で760万円を増額させていただいております。光熱水費で同額を追加させていただいております。これは、昨今の原油価格の高騰を鑑み、燃料費調整単価が上昇し、電力量料金が値上がりしていることに伴い年間の所要額について再算定し、不足見込額を計上させていただいております。節12委託料で202万6千円を減額させていただいております。内訳といたしましては、一般廃棄物運搬及び再生業務委託料で125万4千円を更正させていただいております。これは、し尿の搬入量の減少に伴

い、し尿の肥料化をお願いしている三重県伊賀市にある処理施設への脱水汚泥の運搬量並びに肥料化への再生業務量が当初予定より50トン減少する見込みによる更正と、外9件の契約の差額でございます。節18負担金、補助及び交付金で5万円を減額させていただいております。先ほど、委託料で申し上げましたように、し尿の肥料化を行うにあたり三重県伊賀市にある処理施設へ脱水汚泥を搬入させていただいておりますが、伊賀市環境保全負担金条例により、他市からの一般廃棄物を持ち込む際に、トン当たり1千円の負担金を支払う事となっております。従いまして、今回、搬入量が当初の予定より50トン減少する見込みとなりましたので、伊賀市環境保全負担金を5万円更正させていただいております。

続きまして、目2ごみ処理費で補正額は3,008万7千円の減額でございます。節1報酬で443万8千円、節2給料で114万5千円、節3職員手当等で665万3千円、節4共済費で165万9千円、それぞれ更正させていただいております。節8旅費で5万円を減額させていただいております。これは、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償を更正させていただいております。節10需用費で343万6千円を増額させていただいております。内訳といたしまして、消耗品費で156万4千円を更正させていただいております。これは、事業系ごみ袋の契約の差額によるものでございます。燃料費で50万円を追加させていただいております。これは、重機等に使用するガソリン、軽油等、焼却炉の立ち上げ、立ち下げ時に使用する白灯油の契約単価上昇に伴い不足見込額を計上させていただいております。光熱水費で450万円を追加させていただいております。これは、先ほどし尿処理費でも説明させていただきましたように、原油価格の高騰を鑑み、燃料費調整単価が上昇し、電力量料金が値上がりしていることに伴い年間の所要額について再算定し、不足見込額を計上させていただいております。節12委託料で1,353万6千円を減額させていただいております。これは、焼却残渣運搬業務委託料外3件の契約の差額でございます。節14工事請負費で548万3千円を減額させていただいております。これは、乗用エレベータ更新工事で83万3千円、金属選別装置更新工事で405万円、建築照明変圧器更新工事で60万円、それぞれの契約の差額でございます。節18負担金、補助及び交付金で55万9千円を減額させていただいております。これは、大阪湾広域臨海環境整備事業費の契約金額の変更に伴い、大阪湾広域臨海環境整備事業負担金を同額、更正させていただいております。

続きまして、款4公債費、項1公債費、目2利子、補正額は181万5千円を減額させていただいております。節22償還金利子及び割引料で同額を更正させていただいております。これは、令和3年度借入分、ごみ処理施設分6件で130万円、し尿処理施設分2件で51万5千円の借入額並びに利率の確定

により、減額するものでございます。

続きまして、款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、補正額は2,000万円を増額させていただいております。節24積立金で同額を追加させていただいております。これは、南河内環境事業組合から可燃ごみの受け入れに伴う、ごみ焼却手数料2,000万円を処理施設整備基金費へと積立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。尚、21ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参考の上、ご審議ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和4年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第5号、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程いただきました、議案第5号についてご説明申し上げます。当初予算書の3ページをお願い申し上げます。

令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,388万6千円と定めるものでございます。第2条におきましては、継続費の経費の総額及び年割額を定めております。第3条におきましては、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。第4条におきましては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。第5条におきましては、一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めるものでございます。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

それでは内容につきましては、順次ご説明申し上げます。6ページ、7ページをお願い申し上げます。第2表、継続費でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は凝集沈殿設備更新工事、事業費総額といたしまして4,448万円と定めてございます。凝集沈殿設備は、し尿処理施設の二次処理設備の最終処理過程となるリン等を除去する設備で、設置後40年が経過し、内部の汚泥搔き機と集水トラフが経年劣化により腐食が進行して早期に更新が必要であり、令和5年度から令和6年度の2カ年事業といたしまして、凝集沈殿設備更新工事を行うものでございます。この事業につきましては、別冊の令和5年度一般会計予算概要の4ページから6ページに説明を載せておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第3表、債務負担行為でございます。事項といたしましては、焼却残渣運搬業務委託料で、期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は2,100万円ということを定めさせていただいております。

次に8ページ、9ページをお願い申し上げます。第4表、地方債でございます。令和5年度は、6件の地方債発行を予定しております、いずれも利率7%以内、償還期限15年以内、据置期間3年以内と定めております。限度額はそれぞれ、クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託事業2,250万円。凝集沈殿設備更新工事事業1,160万円。ごみ投入ホッパ更新工事事業6,030万円。金属選別装置更新工事事業7,520万円。低圧蒸気復水器減速機及び電動機更新工事事業2,220万円。フェニックス整備事業債360万円と定めてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容についてご説明申し上げます。18ページ、19ページをお願い申し上げます。まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、本年度予算額は22億8,588万

7千円。前年度と比較いたしまして8,723万8千円の増、率にいたしまして4%のプラスとなってございます。関係三市の経費別種別の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、本年度予算額は3千円。前年度と同額となってございます。これは、NTT電柱の土地使用料でございます。余熱利用施設使用料は、廃目。これは、クリーンピア21を令和5年3月31日で閉館することによるものでございます。款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ焼却手数料、本年度予算額は2億6,005万8千円。前年度と比較いたしまして6,846万3千円の増、率にいたしまして35.7%のプラスとなってございます。これは、ごみ焼却手数料でございまして、直接搬入ごみの焼却手数料、事業系一般廃棄物の焼却手数料、スプリングマット処分手数料と先程、議案第4号、補正予算の説明でもありましたように、南河内環境事業組合支援協力受入分を合わせた収入を見込んだものでございます。

20ページ、21ページをお願い申し上げます。款3財産収入、項1財産運用収入、目1処理施設整備基金運用収入、本年度予算額は4千円。目2雁多尾畠地区環境整備基金運用収入、本年度予算額は1千円。これらは各基金の利子収入を見込んだものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1雁多尾畠地区環境整備基金繰入金、本年度予算額は100万円。前年度と比較いたしまして590万円の減、率にいたしまして85.5%のマイナスとなってございます。退職手当基金繰入金は、廃目。これは職員の退職手当に充当させていただいておりますが、本年度は、定年延長となるため退職者がございませんので、廃目となるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、本年度予算額は1千円。これは令和4年度からの繰越金を受けるための科目設定でございます。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入、本年度予算額は5,153万2千円。前年度と比較いたしまして471万6千円の増、率にいたしまして10.1%のプラスになってございます。これはアルミ、スチール、ペットボトルや、ガラスびんの有価物の売却収入でございます。

22ページ、23ページをお願い申し上げます。款7組合債、項1組合債、目1総務債、本年度予算額は2,250万円。前年度と比較いたしまして2,250万円の増でございます。目2清掃債、本年度予算額は1億7,290万円。前年度と比較いたしまして450万円の減、組合債合計では、1,800万円の増額となってございます。先程第4表地方債の説明で申し上げましたように、令和5年度に6件の地方債の発行を予定しております、前年度より起債対象事業の事業費総額が増えた為でございます。

おそれいります26ページ、27ページをお願いいたします。歳出でござい

ます。歳出の説明につきましては、経常的なものを除きまして、特に前年度と異なるものについてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、本年度予算額は250万円。前年度と同額でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は1億2,658万円。前年度と比較いたしまして490万6千円の減、率にいたしまして3.7%のマイナスとなってございます。この経費は、特別職・審査会委員及び総務関係の職員の人事費並びに事務的経費でございます。主な減額の要因は、総務関係の人事費1名の減によるものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。目2余熱利用施設運営管理費、本年度予算額は2,748万2千円、前年度と比較いたしまして7,237万円の減、率にいたしまして72.5%のマイナスになってございます。主な要因は、クリーンピア21が、令和5年3月31日をもって閉館させていただきますことになっております。節10需用費、修繕料197万円、これはクリーンピア21閉館後の建物への不法侵入による被害、不法投棄対策を施し、周辺の生活環境の保全を図るための費用でございます。節12委託料2,500万円、クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託料、これはクリーンピア21解体撤去工事の着手に向けて、調査、計画及び工事設計書の作成、積算業務として積算数量算出書の作成等の業務をコンサル業者に委託する費用でございます。節22償還金、利子及び割引料10万円、これは利用者がクリーンピア21を利用するのに使用しておりますプリペイドカード未使用分に対する返金、払い戻しをするための費用でございます。目3公平委員会費、本年度予算額は2万4千円。前年度と同額でございます。公平委員会委員3名の方の報酬でございます。款2総務費、項2監査委員費、目1監査委員費、本年度予算額は14万4千円。これも前年度と同額でございまして、監査委員2名の方の報酬でございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費、本年度予算額は2億7,600万4千円。前年度と比較いたしまして704万3千円の増、率にいたしまして2.6%のプラスとなってございます。この経費につきましては、し尿処理施設に従事いたします職員の人事費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増額の要因は、節10需用費、光熱水費6,498万円、前年度と比較いたしまして354万円の増、昨今原油価格の高騰を鑑み、燃料費調整単価が上昇し、電力量料金が値上がりしていることによる増額、節11役務費、手数料48万9千円、前年度と比較いたしまして43万6千円の増、し尿処理施設の2年に1回の計量検査代行費による増額と、先程、継続費のところでご説明をさせていただきました、節14

工事請負費 1, 550万円が増額となってございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。目2ごみ処理費でございます。本年度予算額は20億2, 104万5千円。前年度と比較いたしまして1億137万8千円の増、率にいたしまして5. 3%のプラスとなってございます。この経費につきましては、ごみ処理施設、最終処分場及び不燃物処理資源化施設に従事いたします職員の人事費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増減についてご説明をさせていただきます。節3職員手当等1億4, 306万3千円。前年度と比較いたしまして3, 529万6千円の減。前年度は退職手当がありましたが、本年度は、定年延長の為、退職手当を計上しておりませんので減額となってございます。節10需用費、光熱水費1億2, 730万円、前年度と比較いたしまして1, 730万円の増、先程、し尿処理費でもご説明させていただいたように電力量料金が値上がりしていることによる増額。節11役務費、手数料738万9千円、前年度と比較いたしまして200万4千円の増、ごみ処理施設、資源化施設の2年に1回の計量検査代行費による増額となってございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。節12委託料1億3, 800万円、前年度と比較いたしまして398万1千円の減ではございますが、新規で循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料546万5千円、これは今後計画する必要のある大規模な基幹改良工事を行うにあたり、長寿命化計画に基づく循環型社会形成推進交付金を受けるためには、まず地域計画を策定する必要がございます。それと新規で公共施設等総合管理計画策定業務委託料220万円、これは公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などの計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現するためには公共施設等総合管理計画を策定する必要がございます。また、この計画を策定することで、公共施設等適正管理推進事業債、公道債の借入をすることが可能となります。節14工事請負費1億8, 034万円、前年度と比較いたしまして2, 181万円の減、前年度の4件から3件になってございます。尚、ごみ処理費の工事請負費で計上させていただいております、低圧蒸気復水器減速機及び電動機更新工事から金属選別装置更新工事まで3件の更新工事につきましては、別冊の令和5年度一般会計予算概要の4ページ、7ページ及び21ページから23ページの間に説明を載せさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。節15原材料費6, 496万6千円、前年度と比較いたしまして1, 046万6千円の増になってございます。粗大関係で、回転式破碎機用部品、剪断式破碎機用部品が2年に1回の交換の年であるため、増額となってございます。節18負担金、補助及び交付金1億6, 425万2千円、前年度と比較いたしまして46

9万円の減ではございますが、林道信貴太平寺線整備事業事務負担金416万9千円。この林道信貴太平寺線整備事業については、柏原市さんに施工をお願いしておりますことから、協議書に基づき事業に係る費用に2.75%を乗じた額の範囲内において事務経費を負担するものでございます。別冊の令和5年度一般会計予算概要の24ページ、25ページに説明を載せさせていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

36ページ、37ページをお願いいたします。款4公債費、項1公債費、目1元金、本年度予算額は2億1,329万円。前年度と比較いたしまして2,185万6千円の増、率にいたしまして11.4%のプラスとなってございます。目2利子、本年度予算額は564万9千円。前年度と比較いたしまして60万9千円の減、率にいたしまして9.7%のマイナスとなり、公債費合計では2,124万7千円の増額になってございます。これは、7件の償還が終了いたしましたが、令和2年度に借入した9件の元金償還が開始されたことにより増額となるものでございます。

款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、本年度予算額は1億116万7千円。前年度と比較いたしまして9,466万3千円の増。目2退職手当基金費、本年度予算額は1,000万円。前年度と比較いたしまして3,000万円の減。いずれも前年度と同様、ごみ焼却手数料の自己搬入ごみ分をそれぞれ基金に積み立てをさせていただくものでございますが、本年度は、南河内環境事業組合支援協力受入分を処理施設整備基金費に積み立てさせていただくことにより増額となるものでございます。目3雁多尾畠地区環境整備基金費、本年度予算額は1千円。前年度と同額でございます。これは基金の利子収入の積立てでございます。

38ページ、39ページをお願いいたします。款6予備費、項1予備費、目1予備費、本年度予算額は1,000万円。前年度と同額でございます。

尚、40ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。以上で、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。それでは3点お尋ねいたします。1点目は予算書の34ページ、35ページですね、衛生費は清掃費の節12委託料のうち、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料について、その内容目的なども含め、まあ先程の説明に続いてもう少し詳しくお聞かせ下さい。

続いて2点目ですが、少し戻りまして予算書の28ページ、29ページ総務費は余熱利用施設運営管理費の2,748万2千円について、まあ29ページの節区分の欄を見ますと、需用費など計上されており、その内容についてはご説明いただいたところです。

お尋ねしたいのはですね、これは令和5年度予算ですからまあ4月以降の予算になる訳ですが、仮に余熱利用施設の廃止に係る説明会などを令和5年度に開くとした場合、予算項目としてはどこに挙がることになりますでしょうか、お聞かせ下さい。

3点目になります。3点目はこの予算審議におきましては、あくまでも関連質問としてお聞きするに留めますが、令和4年度も含め今後説明会などを開かれる予定は現時点に於きましてございますでしょうか、お答え下さい。以上です。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず予算書の35ページでございます。循環型社会形成推進地域計画策定業務について、これについての説明を先程の説明に加えてということでございました。これにつきましては現在ございます焼却炉、これの今後を考える上で建て替え時に国の交付金を得るために、まずここで言ってございます地域計画、これを策定した上で適切な長寿命化計画を作り、実行していくということが条件となろうかと存じます。地域計画の中で記載されるような事項、主にですけれども一般廃棄物等の処理の現状、一般廃棄物等の処理の目標、そし

てその処理体制、そして処理施設の整備そういうものでございます。それが計画の中に記載されています。主なものとして申し上げました。

その次に仮にという話でございましたけれども、説明会の経費があるとすればというお話をしたですよね、まあ仮の話としてお答えをさせていただきます。説明会の用紙等は当然ながら需用費に含まれるものでございます。会場を何処かでお借りすることであれば、まあその借用費用が載ってくるかも分かりませんが、そういうことをお借りせずにですね、在る施設でやれば当然予算上名称が載ってくるということはございません。

最後に現時点での予定はあるのかということでございますが、令和4年度に於きましても、この予算で先程も言っています令和5年度につきましても、現時点で説明会の予定はございません。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。そうしましたら1点目につきまして再質問させていただきます。2点目、3点目については要望とさせていただきます。

1点目につきましてですが、このおっしゃっていましたように建て替え時に国の交付金を獲得するために、まあ長寿命化計画を立てなければならぬと、その前段階として今回の地域計画にあたるんだということでした。

ですから何れにしても今後ね建て替えを見据えていかないといけないんですが、いわばこの長寿命化計画を立てることで、その建て替えとなる、まあここまでやらないといけないねというのが分かってくるということになるかと思います。

そういう点で言いますと、今後この地域計画を立ててその後長寿命化計画を立てると、それが数年掛かるとしてですね長寿命化計画の下で基幹工事を行うということを加味した上で、じゃあその後で大体どの位もつのか、仮に10年もたせるとした場合にですよ、結局建て替えの起点というのは何年後位になると予想されているのか、それが分かる範囲で例えば今言ったような範囲で、全部想像になるかもしれませんね、聞かせていただけますでしょうか。

2点目、3点目につきましては、あの一般質問で、まあ項目としてはこの予

算の中で需用費として挙がるだろうということですので、それについては今挙がって無いですが、まあ対応は出来るかなということは確認をさせていただきました。以上です。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。おそれいります。1点目の循環型社会形成推進地域計画についての再質問でございますが、瀬川議員がおっしゃいましたように、今後この地域計画の策定を踏まえてですね6年度以降に長寿命化計画、またその長寿命化計画に基づく基幹改良と、そういうものが行われていくという大きな流れがあるのかという風に考えておりますが、ただ現時点ではやはり長寿命化計画、まあここでその目標年度と言いますかね、それが明らかになってくるものなのかなという風に存じますので、今の段階で大まかにとはおっしゃいましたけれども、ちょっとまあ計画策定前ということでそこはご容赦いただきたいと、ただまあ一般的な大阪府下の同じような一部事務組合の焼却工場の例としては、大体45年とか48年とかそういう例がございますので、当組合もそれ位は現有施設を頑張って使用させていただければなという風には思います。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。そうしましたら要望とさせていただきます。今のお話ですとねやはりこれまで建て替えをする際には、今後例えばクリーンピアの廃止に係る部分で大体10年位ということを考えられていたと、基幹工事をすることによって今

言われていたように、もちろんあくまで予定ということですが45年ということを考えますと、その今から10年後というのが、まあ数年延びるとそれでもということになるかなと思うんですよ、この地域計画とそれから長寿命化計画を立てる期間を入れて、それで長寿命化計画を実施して基幹工事をして延ばしたとしても数年延びるということに過ぎない訳ですから、まあ何れにしても、これはもちろんその一歩としてね、踏み出していただくことでやっていただくということで喜ばしいことなんですが、何れにしても、もう見通していくかいいといけないということははっきりしていますので、その点をしっかりと踏まえた上で進めて行っていただきたいということを要望いたしまして私の質疑いたします。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

田仲議員。

田仲基一君

田仲でございます。予算書の8ページ、9ページの地方債なんですけれど1点お聞きしたいんですけども、クリーンピア21解体撤去工事設計等業務委託事業というのが今回2,250万起債を挙げておられますけれど、ということは解体に向けて進めて行くという方向だと理解するんですけども、まあこのクリーンピアこの建物自体の解体の今後のスケジュール、また解体にあたつての概算の予算、それから跡地の利用についてお聞きしたいと思います。

また最後にいつこの起債を、まあ令和5年度に挙げるということを決められたのが、その点についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

すいません。ちょっとだけ整理させていただいてよろしいですか、おそれります。

議長（岡本光君）

はい。どうぞ、よろしいですよ。

事務局長（八幡公一郎君）

おそれります。すいません。まずあの令和5年度に於きましてクリーンピア21解体撤去工事の設計業務委託、これを予算要求をさせていただいております。ここで設計を行いまして、その設計に基づく予算取りということになりますので、令和6年度ないし令和7年度、まあ出来るだけ速やかにということで令和6年度にさせていただければとは考えてはおりますが、まあそういう流れになろうかと思います。

それと、おそれります。2点目についてが予算化と、これは令和5年度の予算策定にあたりまして、令和5年の3月31日でクリーンピアが閉館ということも条例上決定いただきましたので、そのことで予算に挙げさせていただくということになりました。それで11月に三市の財政の査定の折には案として挙げさせていただいております。以上でございます。

議長（岡本光君）

田仲議員。

田仲基一君

あのですね我々議員にはクリーンピアの閉鎖、利用停止という風にこれまで説明を受けておりまして、解体等の言葉というのは今まで私個人的には、あのもしかしたら耳から流れていたのかも分からぬですけれども、解体について

は今後また跡地利用も含め考えていくというようなお話をあったと記憶しているんです。

それがまあ、今回令和5年度でこういう形で実施設計の予算がすぐに挙がるということが、まあ一般的にですね施設を開閉するにあたっては、予算または跡地利用も含め全体的な提案を議会にいただきまして、まあそれをするのが良いのか、今後続けて利用するのが良いのかというのを諮るというのが、私は一つの筋と違うかなと思うんですけども、まあ今回こういう形でまずは利用停止が決定され、その後すぐにまたこれ工事設計の委託という形で起債が起き、今の段階でもやはり解体費用というのは全く分からないという形なんですか。解体費用がいくら掛かるかということは、全く今想像していないということでですか。これが2回目の質問です。

議長（岡本光君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。先程そのことについてもご質問いただきまして私の答弁から抜け落ちてございました。申し訳ございませんでした。

まああの設計前でございますので、ちょっとその金額についてはまだ不明でございますが、例として同じような一部事務組合、豊中伊丹の一部事務組合でプールを解体された折には、3億数千万ということで聞いておりますので、同じような金額が、まあちょっと年代の違いもございますので、もう少し高額になる可能性はあるかという風には考えております。以上でございます。

議長（岡本光君）
田仲議員。

田仲基一君

意見とさせていただきますけど、その順番的にそうしたらいくら掛かるか分からない中で、これまた起債で解体の委託業務を今回予算に載せられていると、まあ今までの順番から言いましても、当初令和4年度の段階で、これをやはりそのクリーンピアを解体するか否やの段階で、もう少し計画的に跡地利用のところまでを我々に提案すべきであったのではないかなと私は思っています。

この期の状態になってもですね、まあまずは解体の設計の業務委託だけを予算を認めて欲しいというようなことなんですけれども、なかなかこういうような形で、その議会に小出しで予算を出してくるというのは、なかなか全体像が掴めない中で、こう進められてしまう、もうここまで行けば次もう行かざるを得ないというところに、どんどんとこう運ばれて行っているような気がしてなりません。

意見といたしましては、もう少し全体像をはっきりと我々にお示しいただけるような形で、予算書についてもご提示いただけたらありがたかったかなと考えております。以上です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

江村議員。

江村淳君

私からは1点だけ伺います。予算書及び説明資料の46ページ、47ページ人員について、職員について伺います。この46ページのところでは一般職(1)総括ということで、職員数が書かれています。比較いたしますと、まあ3名増えるという風に示されています。まあこれも含めて令和5年度の人員についてご説明をお願いいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。江村議員が今お尋ねの職員数につきましては46ページの表で、まず本年度が61、前年度が58となっておりますので、まあ差が3名ということで表されております。

これについて令和5年度をまあもう少し説明ということでございましたら、おそれります。ちょっと別のページにはなるんですが、53ページの方をおそれりますがお聞き願えますでしょうか。53ページの備考欄でございます。こちらの上から3段目、正職員の増加それと減少というのが載ってございます。これは先程の表のまあ内訳と言いますか、原因と言いますか正職員で4人が、これは採用させていただくことができましたので増加しております。そして定年退職等で4人が退職されましたので、この時点で4人増えて4人減と、プラスマイナス0ということにはなるんですがその下、再任用のフルタイムの職員こちらが3人増えてございますので、丁度これがその差引3人増ということになります。詳しく説明させていただくとそういうことになろうかと思います。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

正職員については増減が、まあ退職もあって0ということでしたが、あの再任用の方もおられて増えるということでしたので、合計して3人増えるということですね。

あの要望になりますが、ここ数年やっぱり人員不足ということが言われています。その中で人員については横這いできておりました。その中で令和5年度増えるということでしたので、まあこれは喜ばしいことではないかなという風に思います。限られた人員で大事な業務に携わっておられますので、必要な人員を引き続き確保に努めていただきますよう要望いたしまして、質疑といたします。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、令和5年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではただ今上程をいただきました、議案第6号についてご説明を申し上げます。おそれいりますが議案書の18ページをお開き願います。18ページでございます。

議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて。公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。令和5年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、山入端創。

氏名は川崎裕子さんでございます。生年月日は昭和27年1月生まれ、ご住所ですが大阪府柏原市上市にお住まいです。略歴につきましては記載の通りでございますが、弁護士をされておられまして、現在は柏原市の公平委員会の委員長をされております。どうぞご同意賜りますようお願い申し上げま

す。以上でございます。

議長（岡本光君）

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、公平委員会委員の選任につき同意を求めるこ
とについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
は、これに同意することに決しました。

議員提出議案審議の前に暫時休憩いたします。

（休 憩） 14：51
（再 開） 14：52

議長（岡本光君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9、議員提出議案第1号、柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護
に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大木留美議員。

大木留美君

はい。議員提出議案第1号、柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第112条及び柏羽藤環境事業組合議会会議規則第12条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和5年2月8日、柏羽藤環境事業組合議会議長、岡本光様。

提出者、柏羽藤環境事業組合議会議員、國下尊央、河井計実、大坪正尚、百谷孝浩、榎田和之、江村淳、瀬川覚、片山敬子、通堂義弘、田仲基一、乾一、花川雅昭、鶴田将良、大木留美。

提案理由でございます。この条例は、柏羽藤環境事業組合議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、制定しようとするものです。

それでは、制定内容について、ご説明申し上げます。第1条では条例制定の目的を、第2条では条例において使用する用語の定義を、第3条では議会の責務を規定しています。第4条から第16条までは、個人情報等の取扱いを規定しており、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限などを定めています。第17条では、議会が保有している個人情報ファイルのうち、一定の内容、規模等を有するものについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定しています。第18条から第46条までは、自己の個人情報の開示、訂正、利用停止、審査請求について規定しています。

尚、第25条の保有個人情報の開示請求に対する、開示決定の期限につきましては、請求があった日から15日以内としています。また、第30条の保有個人情報の開示請求に関する手数料につきましては無料とし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担としています。第47条から第51条までは雑則として、未整理の個人情報に関する適用除外などを規定しております。第52条から第56条までは、議会の職員等に対する罰則を規定しております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものと定めています。以上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡本光君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（岡本光君）

ご異議なしと認めます。
よって、議員提出議案第1号、柏羽藤環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。
提出者の方は自席へお戻り願います。
次に日程第10、請願第1号、クリーンピア21廃止についての説明会を求める請願書についてを議題といたします。
紹介議員の方は席の移動をお願いします。請願書の趣旨について説明願います。

江村淳君

紹介議員の江村淳でございます。請願第1号、件名クリーンピア21廃止についての説明会を求める請願書について説明を行います。議案書の42ページをお開き下さい。

請願趣旨は私どもクリーンピア21の存続を求める市民の会は、これまで環境事業組合に対して要望書と署名5,853筆及び請願書と署名3,058筆を提出し、クリーンピア21の存続を求めましたがことごとく否決されました。

しかし、利用者は何故修理出来ないのか、赤字で修繕費用が出せないのか、1年でも存続出来ないのかなど疑問の声がいまだ多くあります。それは利用者、市民に対して丁寧な説明がなされなかったからではないでしょうか。

市民から喜ばれ、多くの方が利用し、中にはプールとともに生活しているという方、循環バスで通えるからと運転免許を返上した方もいます。これからどうすればいいのか見通しがつかない方も。これほど健康維持や介護予防に大きな役割を果している重要な施設であるクリーンピア21ですが、残念ながら廃

止条例は可決されました。このままでは2023年3月31日で閉鎖されるのでしょう。その後の計画はどうなるのでしょうか。

プールで働いている職員の方々にもまだ十分な説明や今後のことも話されていないようです。皆さん毎日不安になっておられます。

私たちはどうしても納得出来ません。諦めきれません。そこであらためて下記事項を請願いたします。

請願項目1、利用者、市民に対して説明会をしてください。令和5年1月26日、柏羽藤環境事業組合議会議長、岡本光殿。

議長（岡本光君）

以上ですか。

江村淳君

以上です。

議長（岡本光君）

はい。趣旨についての説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

大坪議員。

大坪正尚君

大坪です、よろしくお願いします。これまで議会では何故閉館をしなければならなかつたのか、何故修理という選択肢を選ぶことが出来なかつたのかなどといった理由についても様々精査をした上で、賛成多数で可決をされました。

もちろんその中に江村議員もおられて全て把握をされていると思います。更に市民の会の方へは事務局が複数回説明をされていると聞いています。そうした上で今回何故、江村議員が紹介議員となられたのかお伺いします。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

私が紹介議員となりましたのは、やはりあの議会の中身ですか、そういうことは市民や利用者の方にも説明してきたつもりですが、まだまだ不十分だという風に思います。特に環境事業組合として説明が不足しているという風に思います。

昨年の予算時、昨年2月の予算議会で事実上の閉館が決まりましたが、その際にも説明は張り紙があつただけです。ホームページで紹介されましたが、大まかに説明をされただけで開閉屋根の工事に掛かる予算が多額に掛かるとか、利用者が減っているなどそういう簡単な説明はありました、詳しいことはありませんでした。それがずっと続いているということだという風に思います。やはりあの丁寧な説明が無いということが根底にあります。その声をやはり私が受け止めて請願をもう一度、市民の皆さんから説明を求めるということが出ているという風に思います。請願理由の願意を受け止めてということだという風に感じております。

議長（岡本光君）

大坪議員。

大坪正尚君

はい。ありがとうございます。私が知る限りですね、事務局側から市民の方への説明はこれまで議会で答弁された内容と同じで、閉館するに至った複合的な理由などこれ以上も無ければ、これ以下も無いそれが全てだと思っています。

そうした議会で決定をされた内容ですか、事務局から説明をした理由などについて市民の方々へ向けて事細かに丁寧に説明するのは議員の役割でありま

す。

前回、請願を出された際にも様々な議論がありました。そして、その際にも事務局から説明がありました。議事録を改めて見返してみると、その内容が記載されています。議決をされた事柄に対して、市民の方々へ真摯に丁寧に説明をするのは、他の誰でもなく組合議会議員である我々一人一人の責任です。江村議員は、市民の会の方へどのような説明をされたのかお伺いします。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

はい。私自身はあの当議会でも出された資料ですとかも含めて、公開されている資料だとかは使って説明をして参りました。まあそれが十分か不十分かという問題はあるにしても、まあそういう議会のメンバーとしてですね、また決定に携わってきた者として説明責任を果たしてきたつもりです。

また色々な資料もチラシですか、ニュースですかそういうことも発行もしましてお知らせもしてきたつもりです。その責任は十分だとは思いませんが、果たしてきたつもりでいます。それだけでよかったです。

議長（岡本光君）

大坪議員。

大坪正尚君

ご答弁いただいた中では、やっぱりあの議員からの説明が不十分であるから、今回請願を出されたという風に受け止めています。組合議員としての説明責任を十分に果たされているのかいさか疑問ではあります。これで結構です。ありがとうございました。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

乾議員。

乾一君

まあ今の質問をしようと思っていたんですけども、やっていただきましたんで一部別の方向で、まずあの11月にもこれ請願が出され、この内で否決になりました。そして各この組合構成の三市の中でも各市で請願も出され、全てまあ一応議案は否決という形になったと、それも理解していただいていると思います。そういう中でですね今日に至りまして、また今回請願を出されてこられました。

まあ内容は若干説明という形で変わっておりますが、まあ前回それも含まれておりましたけれども、まあこれは基本的人権に請願という分はありますので、別に否定するつもりはありませんし、利用者の皆様方が本当にプールを愛し利用され、そして健康増進にも繋がってきたということも理解できますが、あくまでこれはもう廃案になった問題であります。

ここをまずしっかりと受け止めていただきたいということと、それからですね各市では、今日も三市の市長さんもおられますけれど、あらゆる健康増進とか、子供さんそして出産とか若い人からお年寄りに至るまでの政策をされております。そういうプールに代わる健康増進の方法もいっぱい各市で政策もされておりますし、ここにおられる議員さんも皆それに向かって活動されております。何かこの請願が出てきたことによって全て我々議員の活動が否定されたように思われてしかたないです。僕はね。

そういう意味に於いてさっき大坪議員もおっしゃられたように、これは江村さん紹介議員のあなたが説明しないといけない義務がありますよ、これはちゃんとね。第一、僕は一つだけ聞きたいけれど財源はどうしはるんですか、これの財源は、そこをちょっと聞きたいです。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

はい。まあ3つ言わされたのかなと思いますが。1つ目はまあ議論してきたではないかということですよね、まずね。何度もこの種の請願ですとか要望が出されているということがありました。これはまあ私も紹介議員として今回の紹介議員になるにあたってですね、重く受け止めております。あのそれはやっぱり願意をどう汲み取るかということだという風に思います。

この説明を求めるということはもう3度目位になると思いますが、やはりあの受け止めてもらえてないということがあると思います。そこを議会として受け止めて説明をして欲しい、説明会を開いて欲しいということを受け止めるべきだという風に考えます。これはあの健康増進の施設だということで大事なことだと言われましたが、本当に果たしている役割というのは大きいなという風に思っておりますが、まあこの場でも議論しますと健康増進というのは、三市で行うことですという風に書かれていますが、何度かここでも紹介しましたがクリーンピア21のパンフレットには、最初の時から健康増進に役立っているものと確信していますということが書かれています。やはりあの健康増進、それぞれの構成三市でやることではあります、やはりあのクリーンピアで健康増進ということも最初から掲げてきた問題ですから、そこは重く受け止めるべきだという風に思います。

乾一君

もういいです。

江村淳君

もういいですか。財源についてあれでしたら。

議長（岡本光君）

乾議員。

乾一君

まああのね言つてはるのはよく分かるんですけどね、これはもう決まったことをきちつと説明してもらわないとあかんと思いますね。これは。

それでねこれは柏原市のこと申しぐらいんですけど、先立つて常任委員会の厚生文教委員会ですね、中学校での温水プールをやつておられる町田市、東京の町田市というところに行ってきました、まあこれもですね実現は不可能といつたしましてですね、やはりプールというそのものをもっと市民の皆さんにも利用していただきたい、まず出来るんではないかという形で、まあ長期的な計画は必要なんんですけど、その中学校での温水プールを市民の皆さんに開放され、まあ先程の健康増進に繋がるというような形の部分を、こういう形で議員とか或いは管理者の皆さんも、市長の皆さんも研究しているんですよね。

そういう中でやっぱり今の問題はクリーンピアの一つが無くなるということによって、色々なまたあらゆることが我々議員、あなたもあなたと言つたら失礼やな、江村さんも一緒に思いますけれど、やっぱり一緒に考えていかないとあかん問題はあるんですね。そういう中でやつていいいるということも、やっぱり市民の皆さんに理解してもらうという説明をあなたがするべきだと、私は思います。以上です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

それでは質問させていただきます。まあこの請願の趣旨がですね理解されていない方がいらっしゃるのが非常に残念なんですが、廃止理由を含めた、説明会を、当局が開いて欲しいという市民のすごく当然な要望なんですね。それに對して議員が説明をすれば良いじゃないかというような議論が何故成立するのかが、私はさっぱり分かりません。この請願趣旨を重く受け止めていただきたい。

それでその上で質問なんですが、改めてですねこの説明会を開いて欲しいといふね請願趣旨をお聞かせいただきて、本当に困ってらっしゃるということがよく分かりました。届かない方はいらっしゃらないと思うんですよね。まあその上で廃止に賛成、廃止に反対あった訳です。色々議論があって結果は出ました。これは結果を受け入れた上で、しかし説明が足らんじやないかという最低限の要望なんですよね、そこを重く受け止めさせていただきたい。

まあ私が言ってもしかたがないんですが、何故この請願を受けられたのか改めてねご説明いただきたいのと、それからもう1点はですね説明会でどんなことを説明して欲しいのかということですね。それについて会の方がおっしゃっていること、或いはまあ江村議員が思ってらっしゃることも含めて、お聞かせいただければなという風に思います。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

私が紹介議員になったのは、まあ繰り返しの部分もありますがやはりこの間、昨年の2月この場で予算が決まり、まあ事実上のクリーンピア21が今年の3月31日で閉館ということが予算の上でも決まりました。昨年の5月30日には条例として廃止の条例が決まりました。まあその間も多くの皆さんが存続を求めるということで、1年でも2年でも長く使いたいなど様々な声がありました。そういう声がありながらも、そういう重要な決定がされた時にも説明がありませんでした。

特に予算が決まった後からは、運動が広がり署名ですか要望書ですか、様々な形で意見が挙がりました。そして最後、去年の11月には請願が挙がるということになりました。まあ否決された訳ですが、ここでも今回挙がっています利用者、市民への説明会を開いて欲しいというありました。

結局こうずっと経過を見ましても、市民や利用者への説明は無かったということが重いという風に思います。議会で説明をということでしたが、やはり組合として説明を求めるというのが市民、利用者の声ですからまあそこにどう答えるかということが大事だと思います。それを受け止めて再三に渡って要望されていますけれども、それを受け止めて私は請願の紹介議員となりました。

そしてこのどのような説明を求めるのかということですが、やはり今もクリーンピアに行きますと張り紙があります。またホームページで公開されています。張り紙にはやはり閉館するということのみであって、多くのことは書いていません。ホームページを見ましても、閉鎖屋根の大規模改修が必要です、財政的に困難なんだということ位しか書いていません。本当に丁寧な説明が求められていると思います。まあこういうおおもとのことや、それからこの間の経過など詳しく説明をする必要があると思います。

そして何より説明だけではなくて説明会ということを言っています。市民の皆さん、利用者の方からも声を直接聞いていただきたいということがあると思います。まあそういう中身で説明を求めておられると思います。私も是非そういう中身で実現をしたいという風に思います。紹介議員となってまあその思いを強くしております。以上です。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

まああの要望という形でさせていただきます。要望と言いますか私の思いも含めまして、それで終わりますので。

まあ説明会といった場合ですね、もちろんいくら説明を受けても納得出来ない人は納得出来ないと思います。私も江村議員も廃止に反対の立場で納得はしておりませんからね、議員としてもね。何故かそれを先程はその可決されたことが正しいことを前提で、それを説明しなさいと議員の役割だというのは、それは違いますのでね。

あくまで経過として事実関係を説明するのは議員の責任ですが、廃止に至った過程についても、廃止した理屈についても、説明するのは当局が説明するのが当然なんです。紹介者がそれを求めているんです。それを受け止めるのが議員の責任なんです。

そしてその上でね、本市に於きましてはね市民プールの廃止の方向も一つ出てる訳なんですね、柏原市に於きましてはまあ実現出来るかというのは他のことですので何とも言えませんので、それ以上の発言はしませんが、温水プールについて議論があり視察に行かれたと東京の方にですね、というのはお聞

きました。

それぞれ柏原市、藤井寺市、羽曳野市で構成三市でそれは健康増進施設について色々考えているでしょう、しかしあの規模の、あの施設を三市だからこそ共同運営出来る訳です。一市では絶対出来ません。それこそ財源なんて出来ません。そういう意味で考えたらクリーンピア21の果たしてきた役割、その施設の重みというのは十分に受け止めなければならないという風に考えます。

そしてどうすればいいんだと、分からぬんだと、車の免許は返上したんだと、何処へ行けばいいんだと、という方もいらっしゃる訳なんです。そういう声に対してね、各市の政策にも反映する上でも、或いはクリーンピア21を長年運営してきた本組合としても、しっかりと説明会を受け止めてね市民の声を聞いて、それに対して答えるという場を設けるというのは、最低限必要なのはないでしょうか。そのことを是非管理者の方に訴えたいということを、議員の方に、賛成、反対を問うてる訳ではもちろんないんです。そう思われたらそれは腹が立つでしょう。そうではなくて、もう廃止は決まっているんです。しかしそれでもちゃんと説明をしましょうよと、それが最低限のことではないんですかということの訴えですからね。是非聞いていただきたいなという風に思います。以上です。

議長（岡本光君）

他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

ここで討論の申し出が出ておりますので、まず採択の討論者を許可します。

瀬川覚議員。

瀬川覚君

はい。本請願趣旨の冒頭にありますように、クリーンピア21の存続を求める市民の会の皆さんはこの間、本環境事業組合に対し要望書と署名5,853筆及び請願書と署名3,058筆を提出してこられました。

昨年の本組合議会、予算議会で1年前ですね、実質的なクリーンピア21の廃止を前提とした予算が可決され、構成三市の令和4年度予算議会で、年度末クリーンピア21の廃止を前提とした予算が可決された後に、会の皆さんを中心取り組みが行われたことについて、私共は議会人として重く受け止めなく

てはならないと考えます。つまり市民に対する説明がまともにされないうちに進んで行ってしまったということです。

これは廃止に賛成でも反対でも住民自治の立場、そして住民福祉の増進という地方自治の本旨に照らすならば、当然十分な吟味が必要なことだと思います。吟味というのはこの本請願の吟味という意味です。また本組合の構成市によつては、廃止を認める総合的な判断のうちの一つに民間施設の利用が可能であるとの見解を示している場合もあり、それならばこの請願でも切実と訴えがありますように、循環バスで通えるからと運転免許を返上した方もおられ、プールと共に生活してこられた方々にとって、これからどうすればいいのか見通しがつかない方もいらっしゃる中で、その方々に対しきちんとした対案を示す必要が最低限あるのではないか。説明を尽くしてきた上でならまだしも、一片の張り紙やホームページに挙げることをもって、説明を尽くしたとするのは、余りにも不親切であり、健康維持や介護予防に大きな役割を果たしているクリーンピア21という施設の廃止に際して取るべき態度では決してありません。

クリーンピア21は本組合構成三市市民の共同の財産であり、そのことについて詳しい説明を受ける権利は市民が持っております、そのことを否定することは絶対に間違いだと言わなければなりません。クリーンピア21の廃止に伴う説明会を開いて欲しいという本請願に、廃止に賛成という議員の方も含め、ご賛同いただくことを強く願い賛成討論といたします。

議長（岡本光君）

次に不採択の討論の議員はございますか。

大坪正尚議員。

大坪正尚君

はい。請願第1号クリーンピア21廃止についての説明会を求める請願書について不採択の立場で討論いたします。

令和4年第2回定例会において瀬川議員が紹介議員となって提出されたクリーンピア21の存続を求める請願書では、非常に長い時間を費やして丁寧に議論を重ねました。もちろんそれだけではなく、全員協議会の中での議論や昨年5月30日に行われた臨時会に於いても、同様に様々な質問に対しての答弁

がありました。先程も申し上げましたが、何故閉館をしなければならないのか、何故修理という選択肢を選ぶことが出来ないのか、といったところについても、議事録にもありますように事務局長の方から説明がありました。併せて市民の会の代表の方へ昨年は5回、数時間に渡り事務局から説明が行われていると伺っています。

先程質問をさせていただいたように、我々組合議会議員はそうした責任を負って各地元へ帰り、市民の方々へ説明責任を果たしています。私も市政報告会や街頭で市民の方々へ向けて、ご理解をいただけるように丁寧に説明をしております。もちろん利用者の方々からのご意見や要望書などは、環境事業組合同様に私共組合議会議員も当然ながら重く受け止めています。その中で苦渋の決断をしなければならなかつた事を市民の会の皆様をはじめとする利用者の方々や、三市の市民の方々には、ご理解をいただきたいと改めてお願ひをいたします。

最後に、今回と前回の請願書の紹介議員には、市民の方々に対して議員自らがこの組合議会で議決された内容を十分にご理解いただけるように、丁寧に説明を行っていただき、議員の責任を果たしていただくことを強く要望し、不採択の討論といたします。私からは以上です。

議長（岡本光君）

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

紹介議員の方は自席へお戻り願います。

それでは起立により採決いたします。

本請願を採択すべきとする議員の起立を求めます。

（採択すべきとする者 起立）

議長（岡本光君）

はい。ご着席下さい。起立少数でございます。

よって請願第1号、クリーンピア21廃止についての説明会を求める請願書

については、不採択とすべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(休 憩) 15:23
(再 開) 15:29

議長（岡本光君）

休憩前に戻り会議を再開いたします。

日程第11、これより一般質問をおこないます。質問の通告がありますので順次発言を許可いたします。

今回、羽曳野市からは通告がございませんでしたので、質問の順番は藤井寺市、柏原市の順とし、その中で複数の場合は議席があとの方からとします。円滑な議事進行のためご協力をお願いいたします。

それでは、最初に瀬川覚議員。

瀬川覚君

はい。それでは質問事項といたしましては、クリーンピア21閉館にともなう説明会の開催についてでございます。質問要旨として3つございます。

1つ目はこの間、利用者の方々へはどのような方法で説明をされてきたか、利用者の方々へとどのような方法で説明をされてきたか。

2番目ですこの間、市民に対してはどのような説明をされてきたか、3番として市民、利用者の声、要望にどのように向き合うべきかについて、どういう風に理解しておられるのか、ですから説明会を開いて欲しいという要望はね、まあ議会に対する請願は否決されましたね、市民の要望としてはあるというのはもちろん存じていると思います。その本意に対して、どのように向き合うかということを聞かせていただきたいという風に思います。

以上3点について、まあこの通りなんですね、通告通りに質問させていただきます。

議長（岡本光君）

瀬川覚議員の質問に対し、答弁を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず1番目、この間利用者の方々へはどのように説明をされてきたかについて答弁いたします。利用者の方々にはクリーンピア21の館内掲示、それと環境事業組合ホームページへの掲載、構成三市広報への掲載を通じて周知説明をさせていただきました。

次に2番目、この間市民に対してはどのように説明してきたかについて答弁いたします。1番目と重なりますが、クリーンピア21の館内掲示、環境事業組合ホームページへの掲載、構成三市広報への掲載を通じて周知説明させていただきました。また構成三市でそれぞれ、全ての市議会議員さんを対象に説明をさせていただきました。

次に3番目、市民、利用者の声、要望にはどのように向き合うべきかについてでございますが、クリーンピアの閉館に関する電話による問い合わせ、訪問による問い合わせにつきましては全て対応させていただいております。

尚、クリーンピア21には利用者の意見を聞かせていただくよう、ご意見箱を常設させていただいておりますが、そこに入れられたご質問には普段から可能な限りお答えをさせていただいております。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。あのですね1個目と2個目については同じですね。そのつまり何と言いますか、掲示していたとそれでホームページに挙げたと、それで三市の広報で説明したと、全て一方通行ですね。その説明につきましてはね、電話や訪問があった場合には、それにまあご意見箱も含めて問い合わせがあった場合には、

問い合わせに答えるという形で答えると、まあこれはまさか答えないといふと、無視するという訳にいかないから答えたと、まあ通常の対応かと思うんですね。

そのもう3つ目の質問にも関わってなんですが、ですからそれでとても十分だとは思えないです。つまり説明をきちんと、あのこうこうこういうことで廃止しますと、廃止しましたと、まあ時期によってはもう廃止が決定されているので、そういう廃止の決定の通知も出している訳ですから、その間の経緯とかね或いは先程も申しましたように、市民の皆様からの声について受け止める場というものを持つべきだという風に思うんですが、その点考慮しない根拠といふのは何かあるんですか、考えられない根拠、説明会を開くということが開けない理由というのはあるんですか。それがまあ1個目、2個目に対する質問1、2に対する再質問とさせていただきますね。

それで3つ目の質問に対する再質問としてはですね。結局あのどういう風に向き合うべきかという答えにはなってないと思うんです。例えば、その何処か探して欲しいと言われても、行けないよって言われている方にどういう風な提案をしていくと、そのそういう声に対して答えられない今まで良いのかといふことがあるんですね。ですからそういう声を聞くだけでも聞く必要はあるんじゃないいかと、ですから構成三市でねこういうことが足りてないというのを下ろすという意味でもね、下ろすという言い方は失礼ですね、あのきちんと伝えるという意味でね、本組合が運営しているのはプールだった訳で、クリーンピア21の施設だった訳ですからそれが無くなることによって、こうこうこういうね要望がね、今応えられなくなっているんだということを構成三市それぞれに伝えるっていう意味でもね、そういう聴取をするっていう意味でもね、聴取というか、その何が足りなくなってしまうのかということを聞くという意味でもね、非常に重要な場になり得ると思うんです。そういう視点で説明会を開く这一ことも考えられないですか。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

今も申し上げましたように、まず1番目と2番目につきましては、まあ複数の方法を通じてご案内申し上げましたので、それでもってご了解いただきたい

という風に思います。

3番目につきましてもクリーンピアのご意見箱等のご意見につきまして、まあ無記名でございますので掲示等によりまして、回答させていただけるものについては、全て回答させていただいたということでございますので、それをもってご了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（岡本光君）

瀬川議員。

瀬川覚君

要望になるんですけれどもね、あのそれで説明したというのは余りにもといふか、いつの時代の公権力かという気がするんですけどもね本当に、失礼な言い方かも知れませんけれども、その対応していただいているのは分かるんですよ、そんなんだけれどもこういうこれだけの大きな施設が廃止になる訳だから、当然ね当局としてそれを運営していた者としての説明会、こうこうこういう経緯でしたというのを市民に向けて発信する、或いはそれによってどういうことが困ったことが起きるのかを聞くという場をね設けることは、あの最低限必要なことなんではないかなと思うんです。

の方針を決定するだけが、その責任ではなくてねその後どういう方向に向かうべきなのかについて、市民の意見をきっちり聞いてそれをしっかりと受け止めるということですね、必要だということを強く申し述べて、まあ引き続きね市民皆さんと協力して少しでもこの間の皆さんこの声がね、それぞれ三市に届くように、形になることを願ってじゃなくて、そのためには何らかの取り組みをねしていきたいということを申し述べて、私の一般質問とさせていただきます。

議長（岡本光君）

以上で瀬川覚議員の質問を終わります。

続きまして、大木留美議員。

大木留美君

はい。私の方からはまずリサイクルの取り組みと、SDGsの時代に求められておりますごみ対策の取り組みの方法と、また課題についてお伺いいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。リサイクルそしてSDGsの時代に求められることということでございますので、まあ現在1番求められているのは、おそらく容プラ、新プラと言われるプラスチックごみの分別の推進ではなかろうかという風に思います。

まああの容プラと省略して申し上げましたが、容プラと私申し上げましたのは容器包装プラスチック法に定められるプラスチック、まあ主に包装でありますとか容器でありますとかそういったものでございます。新プラと申し上げましたのは、プラスチック資源循環法に新たに定められるプラスチック、これはまあ製品プラスチックも含めてということになろうかと思います。

ただそういったことの推進が求められているということではございますが、当組合では収集の方は担当させていただいておりませんので、これらは今後搬入されてこなくなるもの、まあいわば私共の可燃ごみピットに入らなくなってくるものという風に捉えておりまして、構成三市さんの分別収集の進捗を待っているという状況でございます。

ただもしもこれらの集積場所を三市合同で当組合に求められた場合には、現在の立地条件では相当厳しい状況であるという風には考えております。以上でございます。

議長（岡本光君）

大木議員。

大木留美君

ご答弁ありがとうございます。今正にリサイクルということで、後に悔恨をね、後の世代に求めないという思いで、リサイクルに取り組む時代になってきております。三市合同ということで、この立地条件では相当厳しい状況というのも只今お伺いいたしました。

実は私も調べて参りまして、四国の徳島の上勝町なんですね。約1,400人の人口でごみゼロ45分別という、リサイクル率が約81%あるということで、全国から視察に行っております。世界も注目をしているという村がございまして、ごみとは資源なんだと、そういう取り組みをしておられます。

あくまでもこのごみ焼却炉というのは、この約24万人の市民の方の日常のごみを焼く大切な焼却炉施設であって、もうこれが根本です。横道じゃなく、ここから何をすべきかというとリサイクルにいっていただきたい。その思いで今回質問をさせていただきました。

では今後、焼却施設の方向性、大まかなスケジュールと同人口の焼却施設の土地と規模の比較、そして今後の取り組みの方向と何か課題がありましたらお伺いいたします。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まあ大まかなスケジュールということでございますが、先程予算のところでお話させていただいたところと重複する部分があるかも分かりません。申し訳ございませんが、まあ工場の更新のスケジュールということにつきましては、今回の令和5年度の予算に地域計画の策定業務委託料を計上させていただいたところでございまして、次年度、6年度以降に長寿命化計画の策定が控えております。まあそういった計画を策定することで新工場への更新時期が明確になってくるものと考えておりますので、またそのところは時期が参りましたらご説明させていただきたいと思います。

そして、人口とまあ焼却施設の大きさ、規模これのことでございますが、全く同人口でというのはなかなか比較の対象がございませんもので、申し訳ございませんが、まあ地理的条件が似ている近隣の、例えば東大阪都市清掃施設組合、そして南の方の南河内環境事業組合、それと同じ種類の機械、川崎重工業製の機械を使っておられる岸和田貝塚清掃施設組合、まあこういった所がどれ位の広さ、どれ位の規模をお持ちかということをご案内させていただきます。

比較のために人口1万人あたりに換算して申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。まず柏羽藤環境事業組合の敷地でございますが、人口1万人あたりに割り戻しますと1, 131m²、南河内環境事業組合さんは4, 428m²、東大阪都市清掃施設組合さんは505m²、岸和田貝塚清掃施設組合さんが3, 302m²ということでございますので、まああの順番としては当方の施設が3番目ということになりますが、まあ南河内さん岸和田さんに比べて3番目位ですね、ということになります。

それと焼却炉の規模でございますが、まあ当組合は日量最大450トンという規模なんですが、これも人口1万人あたりに割り戻しますと、1日18.8トンということになります。対しまして南河内環境事業組合さんが19.9トン、東大阪都市清掃施設組合さんが16.5トン、岸和田貝塚清掃施設組合さんが19.5トンということになりますので、こちらはほぼ1万人あたりに割り戻しますと、大きな差はないという風には思います。

まあ面積と焼却炉の規模について比較の数字を申し上げましたが、ただ面積につきましては当組合は他施設に比べて、まあ余裕がない方だという風には考えております。以上でございます。

議長（岡本光君）

大木議員。

大木留美君

ただ今答えていただきました。近隣施設と比べてもこの三市の分がそんなに多くないと、実は地元の円明の方に今回の廃止になる件をお伝えして、一番心配してきましたのでね。そしたらその方、その色々な方のご意見もお聞きしました。地元なのでね。そしたらそれはいいんだと、自分達は焼却炉をより良いものにして欲しい、設備をして欲しいそれですと、日に日にこう毎日24時間

煙を見ている私達ですと、もうとにかく設備にお金を掛けさせていただきたい、それがこの焼却炉の使命ではないですかと、また今後災害が起こってきた時に災害ごみを何処で扱うのか、その今回この場所もないと、その中で烟をされているお爺さんが、わしので良かったらと言ってくれはって、私もびっくりしましてねそこまで考えていただいている地元の皆さんのがいらっしゃる、この24万人の方のごみを日に日に見ながら、そう生活されている方がいらっしゃる中で、本当に環境事業組合も一生懸命ね節減、本当に節約しながら頑張っていただいているのも存じ上げております。

しっかりとまた取り組んでいただいて、また新しい規格にはリサイクルの場所、もう三市が出来ないならこれだけ場所があるからどんどん持ってきてという位言っていたら、もちろんお金は掛かりますけれどリサイクルに掛けるお金は将来に渡って必要なお金でございます。どうかよろしくお願ひしますて要望と代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本光君）

以上で大木留美議員の質問を終わります。

続きまして、江村淳議員。

江村淳君

私からの一般質問ですが、質問項目は余熱利用施設クリーンピア21の閉館についてです。質問の要旨はクリーンピア21の令和5年3月末の閉館に伴う関係業者、委託業者などへの周知はどのように行ってこられたのか、経過等を伺います。

あの余熱利用施設クリーンピアがこの3月末で閉館することが決まっていますが、まあ昨年2022年の2月、予算が可決をし事実上の閉館が決まりました。これに続いて昨年5月の廃止条例で確定となりました。

まあこの間、利用者や市民から知らなかった説明がないなどの声があり、投書や署名、要望書などが多数寄せられてきました。同時に存続を望む利用者の方々が、施設関係者に問い合わせるということも多々ありました。ところが施設の関係者からは私達も詳細は聞いていないという風に答えられたり、閉館後どうなるのか不安だという声も寄せられています。

そこでお聞きをいたします。これまでクリーンピア21に関わる業者や委託

業者などへの経過説明など、お知らせもどのようにされてきたのでしょうか。
伺います。

議長（岡本光君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

関係者、関係事業者さんへの説明につきましては、その都度会社の代表者の方、現場代理人の方、または契約のご担当者などに対して適宜行って参りました。以上でございます。

議長（岡本光君）
江村議員。

江村淳君

適宜行ってきたということですが、もうちょっと詳しく聞きたいと思いますが、おそらく閉館の予算が決まった時や廃止の条例が決まった時にも、まあ伝えておられるのかなという風に思いますが、やはり説明が不足しているのではないかという風に思います。

先程の請願の中でもプールで働いている職員の方々にも、まだ十分な説明や今後のこととも話されていないようです。皆さん毎日不安になっておられますという指摘がありましたが、説明が不十分であるという風に思います。

そこで再質問させていただきます。まあこの間、関係業者や委託業者に説明していると言っても、やっぱり現場におられる働くおられる方に伝わっていない、説明が十分なされていないという状況を環境事業組合の責任で改善すべきではないでしょうか。最後までの説明を求めますが如何でしょうか。

議長（岡本光君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まずあの適宜という申し上げ方をしましたが、江村議員から例えば予算案を可決した時はどうでしたかというようなことでしたので申し上げます。2月2日の議会で可決をいただきまして、2月9日に業者の方にご説明申し上げております。それと条例につきましては5月3.0日の議会で可決をいただきまして、6月1日に説明をさせていただいております。

またそれぞれの会社で従事しておられる方、まあ従業員の方ですね。この方々につきましては、私共会社の方にちゃんと説明をさせていただいておりますので、会社の方から主なことについては、従業員の方には説明していただくべきかという風に存じます。以上でございます。

議長（岡本光君）

江村議員。

江村淳君

今答弁をいただきました。改めてこれは最後に要望となります、閉館するまで後1ヶ月半という段階ですが、まあ最後の最後までクリーンピア21の関係者全てに、環境事業組合として責任を持って丁寧な説明と対応をされるよう、重ねてお願いを申し上げまして質問を終わります。

議長（岡本光君）

以上で江村淳議員の質問を終わります。

以上で通告者の発言は全て終わりました。他に質問の通告はございませんので、これにて一般質問を終結いたします。

これにて今議会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。よって令和5年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 岡床 光

會議録署名議員

6番 江村 浩

7番 瀬川 覚